

令和3年度全国キャリア教育・就職ガイダンス

<行政説明 学生支援全般>

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

令和3年6月30日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

《目次》

◆ 在学中 <small>の</small> 学生支援一般	2
◆ 経済的支援	19
◆ 障害学生支援	26
◆ 税制関係	38
◆ 参考	39
◆ 就職指導	別冊
◆ 留学生支援事業	別冊

学生支援を取り巻く様々な状況

高等教育を取り巻く状況の変化とともに、学生を取り巻く環境も大きく変化しています。

各大学等におかれては、このような変化に伴う学生生活におけるリスク等に対応いただいているところですが、学生が安心して学生生活を送るため、特に以下に示す観点については、学生関係担当者のみならず、各大学が連携や情報共有等を図りながら取組を進めていただきたく、教職員の向上をはじめ適切な対応が図られるようお願いいたします。また、学生生活に不安を抱えている学生等がより相談しやすい体制を構築するとともに、きめ細かな対応を行っていただきますようお願いいたします。

- 消費者教育の推進
- 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発
- 飲酒事故防止
- 薬物乱用防止
- 自殺対策
- 多様な性の在り方についての理解増進
- 人権教育・啓発、差別の解消の推進等
- 性暴力への対応
- その他

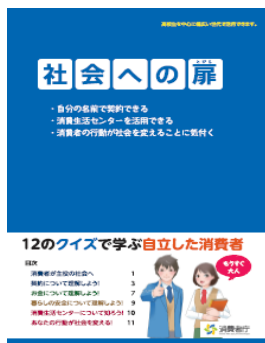
➤ 消費者教育の推進

- ・悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくない。
- ・成人年齢が18歳に引き下げられた場合、大学生は全員成人となり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性は従前に増して高まる。

- 消費者生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実が求められる。
- 学生に対して、例えば、入学時のガイダンス等なるべく早い段階で、契約に関するトラブルやその対処方法について啓発を行うことが考えられる。
- 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組についての中で、令和2年にはすべての大学で指導・啓発を実施することが目標とされている。

<参考> ★消費者教育教材(消費者庁作成)

『社会への扉』



(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/)

★全国共通の電話番号「消費者ホットライン」188(いやや!)

(学生周知用リーフレット<https://www.mext.go.jp/content/000021641.pdf>)

○ 大学等の消費者問題に関する指導・啓発のための取組状況

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度) / JASSO)

- ✓ 70.3% 学内広報物による周知
- ✓ 61.9% ガイダンス
- ✓ 18.7% ホームページに掲載
- ✓ 12.0% 啓発的な講演会等の開催

○ 成年年齢引下げに伴う消費者教育全カキャンペーン(令和3年度)

(https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/detail/2021/20210322.html)

○ 各省庁による生活者・消費者向けの教育・情報提供リンク集

(<https://www.kportal.caa.go.jp/links.html>)

ギャンブル等依存症について

■ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている。

■ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、平成30年10月、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)が施行。

■法第14条では、国及び地方公共団体は、知識の普及等のために必要な施策を講ずるものとされており、また、同法附帯決議には、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこととされている。

■法第12条では、政府に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の策定を義務付け、内閣官房長官を本部長とする「ギャンブル等依存症対策推進本部」を設置し、有識者等の意見を聴き基本計画を作成することとされている。

【平成30年11月作成】
(作成取りまとめ:消費者庁)

内閣官房
Cabinet Office

消費者庁
Consumer Affairs Agency

ひと、こし、あいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

金融庁
Financial Services Agency

「のめり込み」にはくれぐれも御注意を

～ギャンブル等は「適度」にたしなみましょう～

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症とは？

★ギャンブル等へののめり込むと、御家族などの周囲の皆さんにも影響が及びます。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等へののめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。



★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格が原因となる疾患ではありません。

★分かっているのにやめられない。。。ギャンブル等依存症のサインでは？

- 負けを取り戻すために、ギャンブル等をしていませんか。
- ギャンブル等のために、周囲の皆さんに嘘をつき、お金を借りていませんか。

注意すべきポイントは？

★若者の皆さん、ちょっとしたビギナーズラックに注意しましょう。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。
なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等をすることは禁止されています。



★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。

- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。
- ただし、御本人の主体性が「回復」への原動力となります。



★ギャンブル等をしているときの様子が急激に変化している方は周囲にいませんか？

- 「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、止められなくなっている」のか、慎重に様子を見てください。

★借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思って、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、立ち直る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

- ◆ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか、少しでも気になる場合は、御相談した内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症 検索

(消費者庁ウェブサイト http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

＜消費者庁作成:消費者庁HPからダウンロード可能＞

各大学等においても、学生含む構成員へのギャンブル等依存症についての啓発が必要不可欠

▶ 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

- ・大学学部(昼間部)の86.1%がアルバイトに従事。(出典:学生生活調査(平成30年度)／JASSO)
- ・アルバイトにより学業に支障が出ることは望ましいことではない。
- ・アルバイトで働く学生も労働者である以上、当然に適切な労働条件が確保されなければならない。



- **学生がアルバイトをする際、労働基準法違反などのトラブルに巻き込まれないよう、大学等において、労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進を図ることが重要。**

<参考>

★労働法を学べるハンドブック(厚生労働省作成)



(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/mangaroudouhou.html>)



(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html)

★確かめよう、労働条件!



確かめよう、労働条件!



(<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)

▶ 飲酒事故防止

- ・例年、学生の飲酒による事故や飲酒の強要等が発生。
- ・各種メディアにも、頻繁に取り上げられる社会的問題。
- ・アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連。



- 各大学における、飲酒事故防止等に係る徹底した取組(飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント防止、20歳未満の飲酒防止等)が不可欠。

<参考>

- ・アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)
- ・第2期アルコール健康障害対策推進基本計画(令和3年3月)

【啓発及び指導にあたっての参考となる関連省庁のHP】

- ・アルコール健康障害対策(厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>
- ・e-ヘルスネット(厚生労働省)
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol>

○ 飲酒問題に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 76.7% 学内広報物による周知
- ✓ 75.2% ガイダンス
- ✓ 22.4% ホームページに掲載
- ✓ 10.1% 啓発的な講演会等の開催

(出典: 大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度)
/ JASSO)

➤ 薬物乱用防止

- ・合法ハーブ等と称して販売される薬物等、乱用される薬物の多様化。
- ・インターネット等により、容易に入手することが可能。
- ・大麻事犯で検挙される大学生が年々増加。

【大麻事犯検挙人員の推移】

	H28	H29	H30	R1	R2
検挙人員	2,536人	3,008人	3,578人	4,321人	5,034人
うち大学生	40人	55人	100人	132人	219人

(出典:令和2年における組織犯罪の情勢(警察庁))

- 啓発パンフレットを活用するなど、様々な機会を通じて、薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生に対する指導の充実が必要。

<参考>

- ・危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策(平成26年8月) ★ 学生向け薬物乱用防止啓発資料
 - ・第五次薬物乱用防止五か年戦略(平成30年8月)
- 『薬物のない学生生活のために(文部科学省・警察庁・内閣府・厚生労働省)』
『学生のみなさんへ 薬物のこと大麻のこと誤解していると危険です！(厚生労働省・文部科学省)』

○ 薬物乱用防止に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 77.7% 学内広報物による周知
- ✓ 71.1% ガイダンス
- ✓ 21.9% ホームページに掲載
- ✓ 15.0% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度) / JASSO)



(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000768915.pdf>)

➤ 自殺対策

- ・令和2年の我が国の自殺者は2万人超。うち大学生は415人。
- ・令和元年の20歳代や30歳代における死因の第1位が自殺

(出典:自殺の統計:各年の状況/厚生労働省
令和2年版自殺対策白書/厚生労働省)

- 各大学における学生相談を担当する教職員の能力の向上、ノウハウや情報の共有、学内(学生相談室、保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等)の連携向上、「ピア・サポート」の活用等、学生の心の相談体制の強化が重要

<参考>

- ・自殺対策基本法(平成18年法律第85号)
- ・自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)

○自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)

第2. 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>

非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。若年層では、20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

(2) 学生・生徒等への支援の充実

大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る

○メンタルヘルスに関する指導・啓発のための取組状況

✓ 68.4% 学内広報物による周知

✓ 72.3% ガイダンス

✓ 36.1% ホームページに掲載

✓ 10.9% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度)/JASSO)

【学外の相談窓口】

○まもろうよこころ(電話相談・SNS相談)(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokok>

○新型コロナウイルス感染症に係る心のケアに関する自治体相談窓口一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12255.html

○若者を支えるメンタルヘルスサイト(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

【学生の自殺防止のためのガイドライン(日本学生相談学会)】

<https://www.gakuseisodan.com/wp-content/uploads/public/Guideline-20140425.pdf>



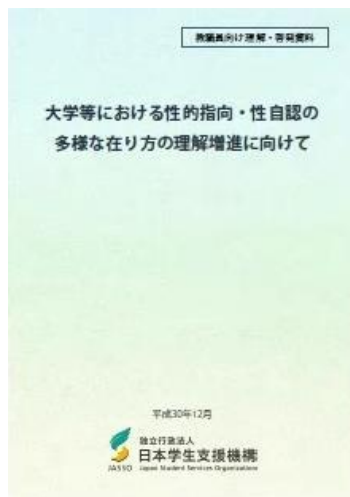
▶ 多様な性の在り方についての理解促進

- ・性的指向 (Sexual Orientation) や性自認 (Gender Identify) の多様な在り方について、社会の理解が進んでいるとは必ずしも言えず、未だにいじめや差別等の対象とされやすい現実。
- ・国内のLGBTQ+層に該当する人の比率は8.9%。(出典:電通ダイバーシティラボ「LGBTQ+調査2018」)

- 性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。
- 大学等において、性的少数者への理解促進や、配慮を要する学生への支援の促進に向けて、まずは教職員が偏見等をなくし理解を深めることが必要であり、教職員向けの理解・啓発資料を作成。

<参考>

- ・大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(平成30年12月) / JASSO



【内容】

1. はじめに
2. 多様な性的指向・性自認
3. 大学等における理解の現状
4. 大学等に求められる対応
 - 大学等における対応の例
 - 検討・実行組織における対応
 - 相談窓口等における対応
 - 個々の教員・担当者等における対応
 - 大学等における配慮の具体例
 - 相談等を受けるに当たっての留意点
5. 関連用語
6. 参考(関係省庁の取組)

大学等の教職員を対象として、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進を図ることを目的に、文部科学省や専門の有識者の協力を得て、独立行政法人日本学生支援機構が平成30年12月に作成



いわゆる「性的マイノリティ」である学生が学生生活を送るうえで**大学等に求められる対応**に関し、大学等における性別情報の取扱い・管理方法のほか、授業や学生生活等における配慮等、**必要となる支援等について記載した内容**となっている

➤ 人権教育・啓発、差別の解消の推進等

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等において、人権教育や差別解消のための教育や啓発について規定。
- ・このほか、薬害被害等についての理解・啓発により、第二の被害を生み出さないようにするとともに、苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。
- ・また、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の様々なハラスメントへの対応が求められている。

- 各大学等で人権教育・啓発、差別の解消の推進について積極的な取組みを期待。
- ハラスメントへの対応として、全ての学生及び教職員が相談できる窓口やハラスメントの防止・対策のための調査委員会等の整備・充実が必要。学内の相談窓口のみならず、外部の相談機関を活用することも有効。

<参考>

- 「文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について(通知)」(平成11年3月30日文高大第211号)
- 法務省における人権相談について
http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html
- 人権相談・調査救済制度リーフレット →相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html
- 外国人のための人権相談について
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- 各国立大学のハラスメント相談窓口(国立大学協会HP)
<http://www.janu.jp/univ/harassment/>
- 薬害を学ぼう(厚労省HP)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

○ ハラスメント防止に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 72.8% 学内広報物による周知
- ✓ 65.7% ガイダンス
- ✓ 38.1% ホームページに掲載
- ✓ 14.1% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度) / JASSO)

○ ハラスメント等防止のための取組状況

- ✓ 99.3% 学生及び教職員が相談できる窓口を設置
- ✓ 58.1% 全学的な調査・対策の常設機関を設置
- ✓ 41.4% 常設の機関は置いていないが、学内で設置が必要と認めた場合に調査委員会等を設置

(出典:平成30年度大学における教育内容等の改革状況について / 文部科学省)

人権教育・啓発、差別の解消の推進等について

人権教育・啓発、差別の解消の推進について積極的な取り組みをお願いいたします。

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12. 12. 6法律第147号）
- 人権教育・啓発に関する基本計画（H23. 4. 1閣議決定（変更））（抜粋）
（中略）高等教育については、大学等の主体的判断により、**法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。**
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」（28生社教第1号H28. 6. 20付通知）
（中略）特に、**第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定**されています。
本法を踏まえた適切な対応についてご留意願います。
（教育の充実等）
第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について（28生社教第15号H29. 2. 6付通知）（抜粋）
（中略）特に、**第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定**されています。本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。
（教育及び啓発）
第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

薬害被害について

- 薬害被害が起きた歴史的背景や、今でも薬害被害で苦しまれる方々がいらっしゃることにについては、厳粛かつ謙虚に受け止めなければならない。
- 在校生に対して ⇒ 二度とこうした被害や、被害に苦しむ方々が増えないようにするためにも、あらゆる教育の場面の中で、学生に対し事実を正確に伝え、教えていくことが必要。
- 教職員に対して ⇒ 例えば、子宮頸がんワクチンの接種に関連したと思われる症状など、様々な理由から健康状態を害している学生への大学側の理解不足が、教職員の心なき言動となって第二の被害を生み出さないようにする必要。
- 薬害で苦しむ学生に対して ⇒ 学生との建設的対話に基づき適切な配慮について検討していく必要。
（真摯に話を聞いて適切な解決策を検討する必要。）



➤ 性暴力への対応

- ・近年、若い女性に対するアダルトビデオ(AV)への出演強要や「JKビジネス」と呼ばれる営業等により性的被害に遭う問題が発生。
- ・被害が顕在化しにくい。



- 入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等による未然防止の取組、被害学生への心のケアや関係機関への適切なつなぎ等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要

<参考>

【関連省庁のHP】

(内閣府)

・若年層を対象とした性的な暴力の啓発

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

(文部科学省)

・いわゆるAV出演強要・「JKビジネス」等について

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1403806.htm

・性犯罪・性暴力対策の強化について

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

- 大学等の性犯罪の加害防止・被害予防に関する指導・啓発のための取組状況

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度) / JASSO)

✓ 41.8% 学内広報物による周知

✓ 30.4% ガイダンス

✓ 6.9% ホームページに掲載

✓ 9.5% 啓発的な講演会等の開催

★性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター



性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- 性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり。
- 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。



性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」

[令和2年度から4年度までの3年間]

平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対処を行うための施策の検討

性犯罪・性暴力の
特性を踏まえた取組

はじめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の
確実な
実行

学生のメンタルヘルスケア

大学等への要請、関係省庁等との連携

◎ 文部科学省高等教育局長通知等での累次にわたる要請〈学生のメンタルヘルスケアの充実〉

- ・学内の組織体制の整備(相談窓口の設置、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保)、新入生をはじめとした学生生活に悩みや不安を抱えた学生の把握、カウンセラーや医師等の専門家との連携等、学生の悩みや不安に寄り添った対応を各大学等に依頼



令和3年度予算において、新たに学内の相談体制の強化等に必要な経費を計上

- ・国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金に学生の相談体制の強化等に必要な経費を計上

- ・厚生労働省と連携し、自治体で設置する相談窓口やメンタルヘルスケアのサポートに役立つ情報等について、大学等を通じて学生に周知

大学等の取組状況及び学生の悩み等の把握、好事例の展開

◎ 各大学等における学生へのメンタルヘルスケア等の取組状況に関する調査(令和2年9月15日公表)

- ・約9割の大学等が学生に対する相談窓口を設置
- ・約8割の大学等がカウンセラーや医師等の専門家との連携、電話やメール等での相談受付
- ・約7割の大学等が学生同士や教職員とのコミュニケーションの機会を設定、生活面での相談体制を強化

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への支援状況等に関する調査(令和3年2月16日公表)

【中途退学者・休学者の状況(4月～12月の状況を比較)】

- ・中途退学者の割合は、令和元年度と比べて令和2年度の方がやや少ない(1.22%→0.97%)
- ・休学者の割合は、令和2年度と令和元年度で、大きな変化はない(2.42%→2.23%)

◎ 大学等における具体的な取組事例の収集・発信

- ・新入生をはじめ学生生活に悩みや不安を抱えた学生を支援するために、大学が実施している取組(1年生を対象としたオンライン座談会の開催、在学生がサポーターとして新入生等にアドバイスを行う制度の導入等)の収集・発信

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査(令和3年4月時点で集計中)

- ・文科省が作成したウェブサイトより、学生が直接回答
- ・オンライン授業の状況、学生の経済状況、学生が抱える悩みや相談先等について調査

学生相談を担当する教職員への研修・普及啓発

◎ 大学等の教職員が出席する会議やセミナー等での研修・普及啓発

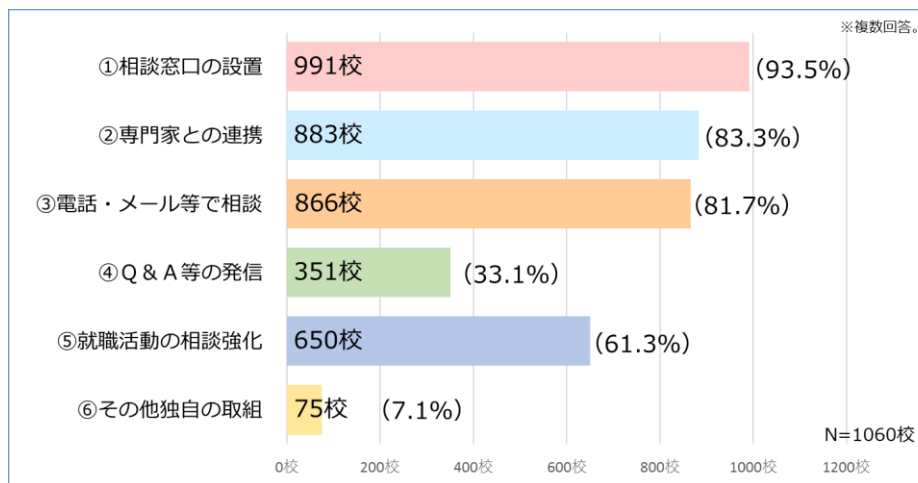
- ・(独)日本学生支援機構において、「心の問題と成長支援ワークショップ」や「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」を毎年度開催

コロナ禍における大学等の学生へのメンタルヘルス等のケアについて

- 調査対象：全国の国公私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和2年8月25日～9月11日（令和2年9月15日公表）
- 調査趣旨：各大学等の本年度後期等の授業の実施形態等について調査することに併せて、状況を調査。

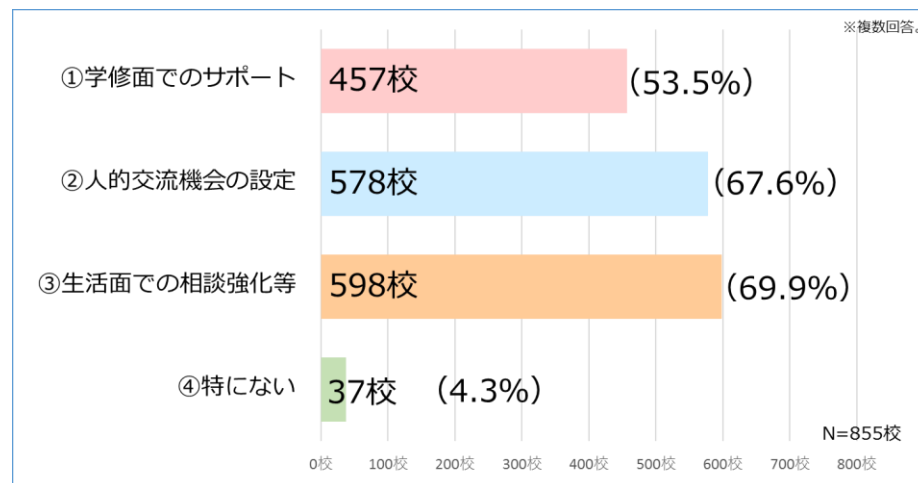
【学生のメンタルヘルス等のケア】

○不安や困難を抱える学生のメンタルヘルス等のケアのため、**約9割の大学等が学生に対応する相談窓口を設置、約8割の大学等が、カウンセラーや医師等の専門家との連携・電話やメール等での相談受付等**を実施している。



【新入生への対応】

○遠隔授業の実施に伴う影響を大きく受ける新入生への対応として、**約7割の大学等が、学生同士や教職員とのコミュニケーションの機会の設定や、生活面での不安を払しょくするための相談体制の強化等**を行っている。



参考

■ 令和元年度大学等における学生支援の取組状況に関する調査（令和2年12月公表）＜日本学生支援機構＞

- 調査対象：全国の国公私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和元年9月1日～10月11日
- 調査趣旨：各大学等における学生支援の取組状況について調査し、学生支援に関するニーズを把握するもの

○令和元年度カウンセラーの配置状況（大学）＜参考：平成29年度＞

・カウンセラーを配置している … **91.7%** <89.5%>

大学における具体的な取組事例① <学生相談・メンタルヘルス関係>

明治大学

(東京都・私立大学)

コロナ禍でも「つながる」取組

自宅からでも多様な相談

- 多様な不安を抱える学生のために、オンラインによる相談体制を学生相談室やレインボーサポートセンターが構築。**心身の健康や交流のためのオンラインイベント**を半年間で約40回開催。HPから**メッセージ動画**等の情報発信。教員、カウンセラー、精神科医などが最大限サポート。

オンライン個別相談の様子



国士舘大学

(東京都・私立大学)

学生目線で多様なニーズに対応

学生の声を受け止め寄り添う総合相談窓口の開設

- 学修、学生生活、人間関係、進路など多岐にわたる相談を受け付ける**「総合相談窓口」を開設**(Web化)
- 相談内容に応じて、**面談対応部署や配慮内容を加味して、適切な面談対応者をマッチング**。
- 「総合相談窓口」とすることで、従来どこに相談していいかわからず**相談に至らなかった潜在的な学生のニーズを発掘し受け止める**。
- 相談内容や対応方法を蓄積することで、**より一人ひとりの学生に寄り添った支援の対応検討**につなげている。

「1年生交流会」の実施

- 感染防止対策を徹底したうえで、学部毎に6日間の**「1年生交流会」を各キャンパスで実施**。学生同士で連絡先を交換したり、レクリエーションを通じて交流を深めたりと、学生調査で課題として見た**“横のつながり”を構築する**機会となった。参加した学生からは「学内の施設や研究室を実際に見たことで入学した実感がわいた」との声があがった。



聖心女子大学

(東京都・私立大学)

「ひとりも取り残さない」学生に寄り添う対応

学長メッセージに込められた新入生への配慮

「11月6日(金)からは、これまで**キャンパスに来る機会が少なかった1年次生**にも、ごく一部ではありますが、**キャンパスにて学習できる授業を用意**できることになりました。もちろん、従来通り、オンラインでの受講も可能です。成績評価に有利、不利はありませんので、それぞれの環境に合わせ、各自の判断で受講の形式を選ぶことができます。今後も皆様のご理解とご協力を得ながら、**「ひとりも取り残さない」**未来に向け、歩み出したいと念じております。」

ひとりひとりの悩み、大学がしっかり受け止めます

- 4月以来、2000件以上のオンライン相談が寄せられ、そのひとつひとつに丁寧に回答。**ひとりの学生も取り残さない**対応。

山梨県立大学

(山梨県・公立大学)

学生に寄り添い、不安や疑問を解消する取組

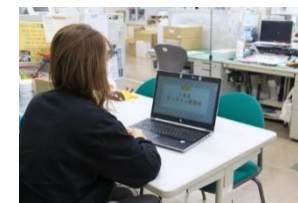
1年生を対象としたオンライン座談会の開催

- 大学生活を経験したことのない1年生を対象に、**悩みを共有する場、横のつながりを作る場**として大学主催でオンライン座談会を開催。
- 授業や履修のことだけにとどまらず、大学生活全体やアルバイト、サークル活動について**不安や疑問を質問し合い、解消していく学生たち**の姿が印象的。
- 県大ほっとカフェでは、**すべての学生を対象**として、大学からの情報発信や**学部・学年の枠を超えた交流**ができるよう、上級生との交流やゲームなど、**参加した学生の要望を踏まえて、ともに作り上げていくイベント**とする。

オンライン座談会の様子



参加した学生



司会進行する職員

大学における具体的な取組事例② <学生相談・メンタルヘルス関係>

東北大学

(宮城県・国立大学)

新生の不安や悩みに寄り添ったきめ細かな対応

感染防止策を講じたオリエンテーションや始業式

- ・後期開始前に1年生オリエンテーションを実施し、学生間の親睦を深めるため、1年生自己紹介及び先輩学生も交えたアイスブレイクを実施。また、3密を避けながら体育館で後期始業式を実施し、**学生が大学の行事に参加する機会を確保**。



学生一人ひとりへのきめ細かな相談対応

- ・全学生にアドバイザー教員を配置するとともに、**学生ピアサポーター制度（在学生がピアサポーターとして新生にきめ細かなアドバイスを行う制度）を創設**し、全ての新生に先輩学生から修学指導を行っている。

大阪大学

(大阪府・国立大学)

新生歓迎イベントを開催し、総長が語りかけ

新生交流会の実施

- ・入学以降、ほとんどキャンパスに来る機会がない学部新生らの不安や孤独感を解消し、キャンパスの雰囲気を感じてもらうための取組として、**新生交流会（ウエルカム！阪大）を実施**。
- ・交流会は、6月中～下旬にかけて10回実施。約1,000名の学生が参加し、西尾総長と学生の懇談や、大阪大学の紹介、新生生同士の交流会等が開催された。**参加した学生からは「ようやく阪大生になれた」との感想があった**。



交流会の様子

宇都宮大学

(栃木県・国立大学)

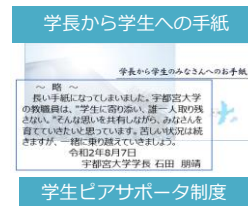
学長自らが学生や保護者に熱意・誠意を持って説明

全新生へ対面でのエール発信

- ・対面授業に学長が出向き、全ての学部で新生にエールを送った。

学長の手紙を公式HPに掲載、全学生の保護者に郵送

- ・**学長からの手紙や動画をホームページで配信**し、学生に授業や学生支援の説明を行うとともに、**全保護者に資料を郵送し大学の状況を説明**。



学生ピアサポーター制度の実施

- ・上級生が1年生数人のグループとオンラインおしゃべりサロンを行う学生ピアサポーター制度を実施。



山口県立大学

(山口県・公立大学)

チューター制度等による相談体制の構築

チューター制度の活用による学生支援

- ・各学科にチューター制度を設置しており、小規模大学の良さを生かしたきめ細かい学生支援を実施。学内連携により、学生一人ひとりに寄り添った相談体制を構築。

学内連携による支援

- ・キャリアサポートセンターでは電話相談や遠隔プログラムを提供。
- ・健康サポートセンターでは、全学生対象の健康調査を実施し、要支援学生への積極的な支援を展開するなど、健康チェックや健康相談、メンタル相談事業等を強化。



高等教育の修学支援の確実な実施

令和3年度予算額

5,840億円※内閣府計上予算含む

(前年度予算額)

5,823億円※内閣府計上予算含む)

令和2年度第3次補正予算額

90億円 [無利子奨学金]



文部科学省

<令和3年度予算>

事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（内閣府計上）**する。
また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**する。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：4,804億円

※国・地方の所要額：5,208億円

- 【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援)
【財源】消費税による財源を活用
(少子化に対処するための社会保障関係費として内閣府に予算計上、文部科学省で執行)

個人要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

授業料等減免【国等が各学校に交付】

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

機関要件

- (国等による要件確認を受けた大学等が対象)
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 - 経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

(既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。)

- 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施

無利子奨学金：1,036億円(一般会計分)

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	50万9千人	76万5千人
事業費	3,099億円	6,832億円
うち一般会計等	政府貸付金(一般会計)1,036億円 財政融資資金 92億円	財政融資資金 6,117億円
貸与月額	学生等が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生等が選択 (大学等の場合) 2~12万円の1万円単位
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 ・住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
令和3年度採用者	家計	私大自宅・給与所得・4人世帯の場合 ※家計基準は家族構成等による
		804万円以下
返還期間	卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (令和3年3月貸与終了者) 利率見直し 0.004% 利率固定 0.268%

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日)

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】 ① **授業料等減免制度の創設** ② **給付型奨学金の支給の拡充**
 【支援対象となる学生】 **住民税非課税世帯** 及び **それに準ずる世帯の学生**
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和3年度予算額 4,804億円

授業料等減免 2,463億円※
 給付型奨学金 2,341億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分（404億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,208億円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

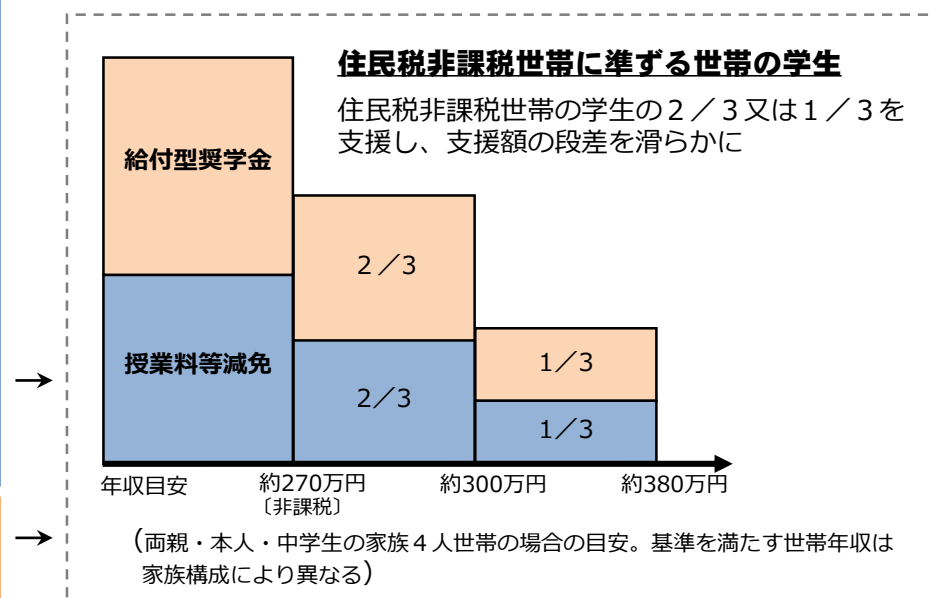
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度 （年収～380万円（4人世帯の場合））

返済不要！

- ・**授業料等減免 年額最大70万円**
（住民税非課税世帯・私立大学生の場合。別途入学金も支援）
- ・**給付型奨学金 年額最大91万円**
（住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合。）

※令和3年4月から各学校で申込受付開始
※新型コロナの影響で家計が急変した場合も随時申込み可！

大学等独自の授業料等減免など （「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯）

- ・経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予や大学等独自に授業料等減免**を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。

日本学生支援機構の貸与型奨学金

無利子:年収～約800万円／有利子:年収～約1,100万円（4人世帯・私大・自宅通学）

- 無利子 月額最大5.4万円（年額64.8万円）の貸与**（私大の自宅生の場合）
- 有利子 月額最大12万円（年額144万円）の貸与**（私大の自宅生の場合）

※令和3年4月から各学校で申込受付開始
※新型コロナの影響で家計が急変した場合も随時申込み可！

- ・無利子・有利子ともに、既に採用されている方で一時的にまとまった費用が必要な場合は、7月に7～9月分の振込を受けることもできます！
- ・有利子については、新型コロナの影響で就職が決まらず、やむなく在学期間を延長する学生等や、ボランティア等により休学する学生等への貸与なども実施！
- ・返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり月々の返還額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策があります！

生活に困難な方のその他支援策

- 国の教育ローン（日本政策金融公庫）**学生1人に最大450万円融資**
- 緊急小口資金（特例貸付）**最大20万円の貸付債務免除の特例あり**
- 生活福祉貸付金（教育支援資金）**最大月6.5万円無利子で貸付**
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ
- 地方創生臨時交付金 など

アルバイト収入の減少にお悩みの学生等へ

日本学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金

家庭から多額の仕送りを受けておらず、アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対し、**令和3年度に限り、月額2万～最大12万円（大学院生は15万円）を貸与。** ※随時申込み可！

新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金（学生等が申請）

事業主から休業（時短勤務、シフト削減含む）させられたが休業手当の支払いを受けることができなかった労働者（学生アルバイト含む）が申請可能。**休業前賃金の8割（一部6割、一日上限11,000円）を給付。**

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（新型コロナに伴う特例措置）（事業主が申請）

事業活動の縮小している事業主が、労働者（学生アルバイト含む）を休業させ、休業手当を支払った場合に、その雇用維持の取組を助成金により支援。

具体的な要件や申請
手続きの詳細はこちら



「高等教育の修学支援」公式キャラクター【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】

修学支援
新制度



家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由（急変事由）

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害等やむを得ない事由

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



→ この「やむを得ない事由」の中に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充

原則		家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始できるよう省令変更
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の <u>見込額</u> を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※ <u>新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定</u>
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	<u>3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）</u>

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算

令和3年度予算額

4,804億円

授業料等減免 2,463億円※
給付型奨学金 2,341億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分（404億円）は含まない。

国・地方の所要額

5,208億円

家計が急変した学生等への支援について (貸与型奨学金)

○ 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。(平成11年度創設)

緊急採用(無利子)奨学金

応急採用(有利子)奨学金

対象学校種	大学・短大、大学院(修士課程・博士課程)、 高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院(修士課程・博士課程)、 高等専門学校(4・5年生)、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	家計急変(失職、災害等)後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準)一定年収(700~1,290万円※)以下 ※子ども1人~3人世帯の場合	家計急変(失職、災害等)後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準)一定年収(870~1,670万円※)以下 ※子ども1人~3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与月額	通常の第一種奨学金(無利子)と同額	通常の第二種奨学金(有利子)と同額

貸与月額 ※貸与月額は学生等が選択(下表の通り上限額あり)

第一種奨学金(無利子)

	大 学				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額			50,000円				50,000円	
	30,000円	40,000円	40,000円	40,000円	30,000円	40,000円	40,000円	40,000円
	20,000円	30,000円	30,000円	30,000円	20,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

第二種奨学金(有利子)

2万円~12万円(1万円単位)

※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

(参考) 【第二種奨学金 貸与利率(令和3年3月現在)】

- ・ 利率見直し方式 : 0.004%
- ・ 利率固定方式 : 0.268%

※ 家計収入(年額)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に、その若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。



奨学金を貸与 ※

奨学金を返還



JASSO

日本学生支援機構（地方公共団体独自の奨学金等も可）

※奨学金の予約採用（貸与）の段階でも地方公共団体から対象学生を推薦する**地方創生枠（無利子の優先枠）**を設定

返還を支援

若者の地元企業への就職や、都市部からのU I Jターンを促進

各地方公共団体が**地域内での居住・就業**など支援の要件を定める
※要件や支援内容は団体ごとに異なる



地方公共団体



令和2年度は**32府県、423市町村**が実施
（地方公共団体独自の奨学金等の場合を含む）

○地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

【都道府県】

- ・奨学金返還支援のため、**地元産業界等との間で基金を設置した場合**などに、都道府県の基金への出捐額（対象経費は出捐総額の5/10以内）、広報経費に対して特別交付税措置
- ・対象者の要件は**大学等を卒業後に当該都道府県で就職すること等**（都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定）

【市町村】

- ・奨学金返還支援に係る市町村の負担額（対象経費は負担総額の10/10、**基金の設置は不要**）、広報経費に対して特別交付税措置
- ・対象者の要件は**大学・高校等を卒業後に当該地域に居住すること等**

活躍のフィールドは日本全国。あなたに合ったエリアを探そう！

自治体による支援

以下の都道府県における取組のほか、423の市町村が奨学金返還支援に取り組んでいます。(令和2年6月時点)

	対象となる奨学金種別			出身地等の要件	申請可能年齢(学籍)の要件	返還支援に係る就業・居住等の要件	詳細はこちら
	第一種	第二種	その他				
青森県	×	×	○	保護者が県内居住	大学等入学前	大学等卒業後、1年以内に県内に就職し、県内で3年間就業及び居住	
岩手県	○	○	×	なし	大学等在学生又は35歳未満の既卒者	県内の対象企業に就職し、県内で8年間就業及び居住する見込み	
秋田県	○	○	○	なし	なし	県内に就職かつ定住の意思を持って県内に在住	
山形県	○	○	○	県内高等学校等を卒業・見込み	大学等進学予定者・大学等在学生	大学等卒業後、6ヶ月以内に県内に就職し、県内で3年間就業及び居住	
福島県	○	○	×	なし	大学等在学生又は35歳未満の既卒者	大学等卒業後、県内の対象産業分野へ就職し、県内で5年間(大学生等)又は3年間(既卒者)就業及び居住	
栃木県	○	○	○	なし	大学等在学生	大学等卒業後、県内の対象産業分野に就職し、県内で8年間就業及び居住する見込み	
新潟県	○	○	○	県内高等学校等を卒業	県内転入時30歳未満の既卒者	大学等卒業後、県外で1年以上就業している者が、転入後6ヶ月以内に県内に就職し、県内で就業及び居住	
富山県	○	×	○	なし	大学等在学生	大学等を卒業した年の4月末日までに県内の対象企業に就職し、県内で10年間就業する見込み	
石川県	○	○	×	なし	なし	理系大学院を修了後、県内の対象企業へ就職し3年間勤務、かつ、過算して2年以上開発・製造などの業務に従事	
福井県	○	○	○	なし	30歳未満の大学等在学生又は既卒者	県内の対象産業分野に就職し、県内で5年間就業及び居住する見込み	
山梨県	○	○	×	なし	大学等在学生	大学等を卒業した年の9月末日までに県内の対象企業に就職し、県内で8年間勤務及び居住する見込み	
三重県	○	×	○	なし	35歳未満の大学等在学生又は県外在住の既卒者	8年間就業及び県内指定地域に居住する見込み又は8年間県内産業に就業及び県内に居住する見込み	
和歌山県	○	○	○	なし	翌年度卒業見込みの大学等在学生	理工・情報・農学・薬学系大学等卒業後、県内の対象企業に就職し、県内で3年間就業する見込み	
鳥取県	○	○	○	なし	大学等在学生又は35歳未満の既卒者	県内の対象産業分野に就職し、県内で8年間就業及び居住する見込み	
島根県	○	○	○	なし	大学等在学生又は既卒者	指定の資格等を取得済又は取得予定の者が県内の中山間地域・離島の事業所に就職し、12年間就業する見込み	
山口県	○	○	○	なし	理系大学院1年生又は薬学部5年生	大学院等卒業後、翌年の4月末日までに製造業に就職し、県内事業所で就業	

もっと詳しく知りたい時は



内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局奨学金返還支援ポータルサイト
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/shougakukin/msp.html>

	対象となる奨学金種別			出身地等の要件	申請可能年齢(学籍)の要件	返還支援に係る就業・居住等の要件	詳細はこちら
	第一種	第二種	その他				
徳島県	○	○	○	なし	大学等在学生又は30歳以下の既卒者	大学等卒業後、6ヶ月以内に県内に事業所を有する企業等に就職し、県内で3年間就業及び居住する見込み	
香川県	○	×	○	保護者等が県内居住(県内大学等進学者は要件なし)	大学等進学予定者又は大学等在学生	大学等卒業後、6ヶ月以内に県内の対象産業分野に就職し、県内出身者は3年間、県外出身者は5年間県内で就業及び居住	
愛媛県	○	○	×	なし	大学等在学生	大学等を卒業した年の4月末日までに県内の対象企業に就職し、1年間就業	
高知県	○	×	×	なし	大学等在学生	大学等卒業後、6ヶ月以内に県内に本社を有する企業等に就職し、4年間就業	
長崎県	○	○	○	なし	大学等在学生	大学等卒業後、対象産業分野の県内事業所に就職し、県内で6年間就業及び居住する見込み	
熊本県	○	○	○	なし	大学等在学生、既卒者(卒後3年以内)又は県外社会人(35歳以下)	大学等卒業後、県内の対象企業に就職し、県内で10年間就業及び居住する見込み	
宮崎県	○	○	○	なし	なし	大学等卒業後、県内の対象企業に就職し、5年間就業する見込み	
鹿児島県	○	×	○	県内高等学校等を卒業	大学等在学生又は35歳未満の既卒者	大学等卒業後、6ヶ月以内に県内で就業・居住	

※令和2年6月時点の情報です。

※「対象となる奨学金種別」のうち、「第一種」は日本学生支援機構第一種奨学金、「第二種」は日本学生支援機構第二種奨学金を指します。

※要件における「大学等」、「高等学校等」の定義は自治体によって異なります。また、掲載されている要件の他にも支援が受けられる場合がありますので、詳細は各自自治体のホームページでご確認ください。

※高知県では令和2年度卒業生対象の募集については検討中です。

企業による支援

企業が従業員に対して行っている支援の一部を自治体が補助しています。

	制度導入企業数	詳細はこちら		制度導入企業数	詳細はこちら
京都府	82		岡山県	37	
兵庫県	146		広島県	54	
群馬県・奈良県においても、令和2年度より企業による支援を実施しています。					

※令和2年6月時点の情報です。

※企業によって要件は異なりますので、詳細は各自自治体のホームページでご確認ください。

障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、**これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。**
- こうした状況を踏まえ、**障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方**について検討を行うため、「**障害のある学生の修学支援に関する検討会**」を開催。平成29年3月に検討結果を「**第二次まとめ**」として取りまとめ。(第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

(1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

(2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール作成・公表)、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

(3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

(4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

(3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

(4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

(5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

(6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。

(7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。
→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

障害者基本計画(第4次(H30~R4))

平成30年 3月 閣議決定

Ⅲ 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」(抜粋)(平成28年6月、国連に提出)

164. …高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。

➤ 基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

(独) 日本学生支援機構による取組

1. 大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

- ・すべての大学等（大学・短大・高専）を対象に、毎年度、障害学生の状況や支援の取組状況について調査を実施
- ・調査結果を公表し、各大学等における修学支援の充実のための基礎データとして活用

2. 障害学生支援理解・啓発セミナー

- ・障害学生が在籍していない、あるいは思うように取組が進まない大学等を対象に、合理的配慮等の基本的事項の理解啓発を行うセミナー
- ・令和2年度はYouTubeにてオンデマンド配信

3. 障害学生支援専門テーマ別セミナー

- ・発達障害学生への支援、地域連携体制構築、高等学校との支援接続等、特に対応の必要性が高い専門性のある支援等についてのセミナー
- ・令和2年度はYouTubeにてオンデマンド配信

4. 障害学生支援実務者育成研修会

- ・講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成する研修会
- ・令和2年度 基礎プログラム-160名参加 応用プログラム-56名参加

5. ハンドブックや事例集などの作成

(1) 合理的配慮ハンドブック

障害学生支援の基本的考え方や関係法令をわかりやすい平易な言葉で解説（平成29年度作成・公表／平成30年度市販）

(2) 教職員のための障害学生修学支援ガイド

障害種別ごとに、学生が抱える困難さや、それに対して具体的にどのような支援に取り組みばよいかを解説（平成26年度改訂・公表）

(3) 障害のある学生への支援・配慮事例

大学等において、人的・物的資源など様々な制約がある中で工夫された支援・配慮事例を計188件紹介（平成27年度作成・公表）

(4) 障害のある学生に関する紛争の防止、解決事例集

障害のある学生と大学等との間での紛争の防止や解決につながる対応や取組の事例集。

毎年大学等から事例を提供いただき、有識者による分析を経て、公表。

令和元年度に発生した事例は令和2年度に計41件公表。

「障害学生に関する紛争防止・解決事例集ウェブコラム総集編」の作成（令和3年3月公表）



背景・課題

- 大学等に在籍する障害のある学生数は約3.8万人^{※1}であり、平成22年から令和元年の10年間で約4.3倍に増加。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の22.2%^{※1}、専任の担当者を配置している大学等は19.5%^{※1}であり、障害のある学生のさらなる受入れに際して、一層の体制整備や支援人材の養成等が必要。
- また、障害のある学生への相談窓口を設置している大学等は76.7%^{※1}、紛争の防止や解決等に関する調整を行う機関を設置している大学等は46.8%^{※1}であり、**障害のある学生からの相談対応や調整機能の強化も必要**。

※1出典：令和元年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（独）日本学生支援機構

- これらの課題を解決するには、**各大学等が単独で取り組むだけでは限界**。
- 「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）においても、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進することが求められているものの、大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は45.6%^{※1}にとどまっている状況。

➡ **先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、各大学等が利用することにより、支援の充実を図っていく。**

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月閣議決定）

第3章「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(3) 社会的連帯や支え合いの醸成

…障害者の学びを推進するほか、障害者雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援、地域における障害者就労支援…着実に推進する。

「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）

障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、**各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。**

「文部科学省障害者活躍推進プラン⑦ 高等教育の学びの推進プラン」（令和2年7月策定）

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することで、多様な価値感や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

- ①大学間連携等による障害学生支援体制の強化、②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開、③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進、④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

事業概要

①大学や学生等からの相談への対応

大学等からの支援体制の整備や支援方法についての相談や、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等からの相談に対して、**専門的な助言や提案を行う。**

②地域における障害学生支援ネットワークの形成支援・連携

大学等連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、**地域における障害学生支援ネットワークの形成支援や既存の障害学生支援ネットワークとの連携等を実施。**

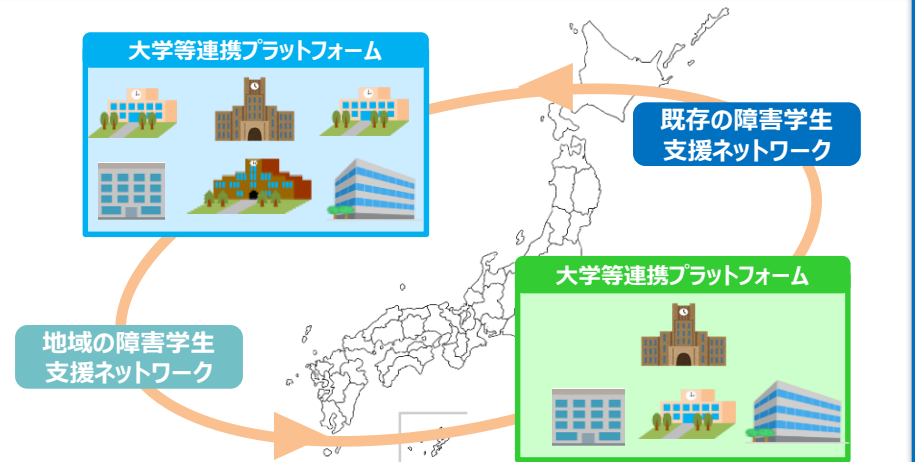
③好事例やロールモデルの収集・展開

各大学等で取組が進んでいないもの（情報公開、就職支援等）やコロナ禍における合理的配慮の提供等についての好事例を収集するとともに、各大学等へ展開。

さらに、**就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開。**

④効果的なピア・サポートの事例収集・展開

学生への「心のバリアフリー」を促進するため、**学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の効果的な実施方法等についての事例を収集・展開。**



【期待される効果】

- 既存の障害学生支援ネットワークを含め、組織的なアプローチによる障害のある学生を支援
- 障害学生支援の好事例や利用可能な学外リソース等を情報提供
- ピア・サポートの取組を推進することにより、学生への「心のバリアフリー」を促進 等

➡ **大学等連携プラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより、各大学等の支援の充実を図る**

【東京大学】障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業； PHED事業成果報告 2017年～2019年度

東大PHEDでは先進的な大学をネットワーク化して知識と経験を集約し、それらを他のすべての大学に共有できる体制を3つの柱を中心に展開した。

- ①障害学生支援スタンダード構築
- ②キャリア移行・就労支援の連携構築
- ③障害のある学生のエンパワメント

代表校：東京大学
連携校：筑波大学
富山大学
参加機関：
AHEAD JAPAN
ACE
PEPNet-Japan

1. 障害学生支援スタンダード構築

障害学生支援のスタンダード構築として、8つのSIG（テーマ別専門部会）を立ち上げ、39名のメンバー（大学等17校、企業・団体13機関）が参加。各SIGでは、それぞれに専門的研修(CBI: Capacity Building Institute)の企画・実施、障害学生支援スタンダード(QI: Quality Indicator)の構築を進めた。専門委員全体が一同に集い議論するサミット(SIGサミット)も計3回開催した。

SIG ACCESS (アクセシビリティ) 学内バリアフリーの促進;合理的配慮;入試における配慮提供)	SIG EP (防災) 災害等緊急時における障害学生支援; 大学内の防災対策強化; 地域防災システムとの連携
SIG AT (支援技術) 支援機器の確保と準備; ICT活用修学・生活支; 援技術活用の促進	SIG ET (就労移行) 障害学生インターンの促進; 地域就労移行支援サービスの活用; 産学官の連携ネットワーク
SIG CSW (キャンパスソーシャルワーク) 学内コーディネートの在り方; 地域支援; サービスの活用; 学外連携	SIG LAW (法・制度) 障害者差別解消法など根拠法の遵守; 合理的配慮提供に関する理解啓発; 障害による差別の根絶と法的処置
SIG DG (根拠資料とアセスメント) 障害者手帳・診断書等の根拠となる資料やアセスメントの在り方; 学内での取り扱いガイドラインの策定推進	SIG TS (テクニカルスタンダード) 教育の本質に関する再検討; 職務要件としての専門的技術の在り方; 学内外実習等における合理的配慮の在り方

QIについてはこちらを参照：<https://phed.jp/about/standard.html>
専門的研修(CBI)にともなうシンポジウム4回、ワークショップ6回、ウェビナー15回、総計25回開催。CBI参加者は延べ2,636名、参加機関は高等教育機関168校。

2. キャリア移行支援・産学連携構築

産学官の連携体制を整え、障害学生のキャリア支援や就労移行・社会移行に必要な知見の共有を図った。SIG-ET（就労移行支援に関する専門部会）では大学におけるキャリア・就労支援のあり方についてのスタンダードをまとめ、QIとした。また、連携する団体等のキャリア支援やインターンシップの企画運営に協力したり、大学関係者への情報提供や企業との接続などを行ってきた。

<SIGによるネットワークの広がり>

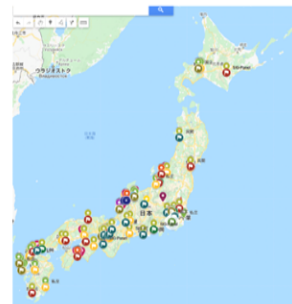


図1. 日本全国のPHED事業参加校・機関及び地域ネットワーク形成参加校・機関

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加校登録 (即業登録含む)	10校	延べ15校 国立8 私立・短大7 公立6 高専0	延べ61校 国立22 私立・短大32 公立6 高専1
参加企業・団体登録	3機関 企業0 団体3	延べ4機関 企業1 団体3	延べ62機関 企業42 団体40
計	13機関	19機関	延べ123機関

<地域・エリアごとのネットワーク形成>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
情報交換会 開催エリア (新規エリア)	2エリア 熊本 H30/2/15 福岡 H30/2/20	延べ5エリア +札幌 H30/7/23~ +長崎 H30/11/30~ +富山 H31/2/28~	延べ8エリア +東京 R1/5/28~ +高知 R1/7/23~ +福井 R1/9/5~
参加メンバー数	延べ45名 熊本 21名 福岡 24名	延べ119名 +札幌 16名 +長崎 28名 +富山 30名	延べ249名 +東京 72名 +高知 24名 +福井 34名

3. 学生エンパワメント

エンパワメントについては、障害学生が参加し、自己決定とセルフ・アドボカシーについて議論することが主軸の一つとなっているDO-IT Japanとの連携による取り組みを積極的に行った。また障害学生や支援学生の相談やAT活用などを促進するため、H.C.R.国際福祉機器展、ATライブラリーなどの機会を通してATを体験・フィッティングする機会を設けたり、PHEDやSIGなどの専門家や同じ障害のある仲間との接続機会を設けた。実際に、PHEDなどの協力により、障害学生本人が勉強会や学生ネットワークを立ち上げるなど自主的な活動の実現につながった。



その他の活動

- ATライブラリー：PHED事務局内に100点以上の機器およびソフト・アプリケーションなどを取りそろえ、ライブラリーとして展示や情報提供を行なった。開催回数：24回；参加者数：390名。また、支援機器の貸出も大学支援者・障害学生に行なった。
- 個別相談：個別相談はオンライン（zoom利用）、電話、メール、来訪および訪問の形式で行った。一度の相談内容には、何度もの連絡を取り合うこともあり、実際の件数よりも対応数は多い。件数：大学関係者251件、障害学生本人（大学生・大学院生）24件、障害のある児童生徒9件、一般学生（支援学生など）3件、保護者5件、その他の学校5件、企業18件、団体31件。
- PHEDメーリングリスト：情報発信や参加者とのコンタクトに使用するメーリングリストを作成した。ML登録者数延べ1,842件。
- 国際連携：国際連携促進のため海外視察に参加し、高等教育と就労移行に関するシンポジウム、IDIS2020国際シンポジウムを実施。

社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業（京都大学）_事業成果

【成果の概要】

各機関間に生じた障害学生支援に対する温度差の是正の実現に向け、東京大学プラットフォーム事業および本事業連携校の広島大学とともに役割分担を明確にしながら以下の3つの取り組みを中心に事業を進めた。

<相談事業>

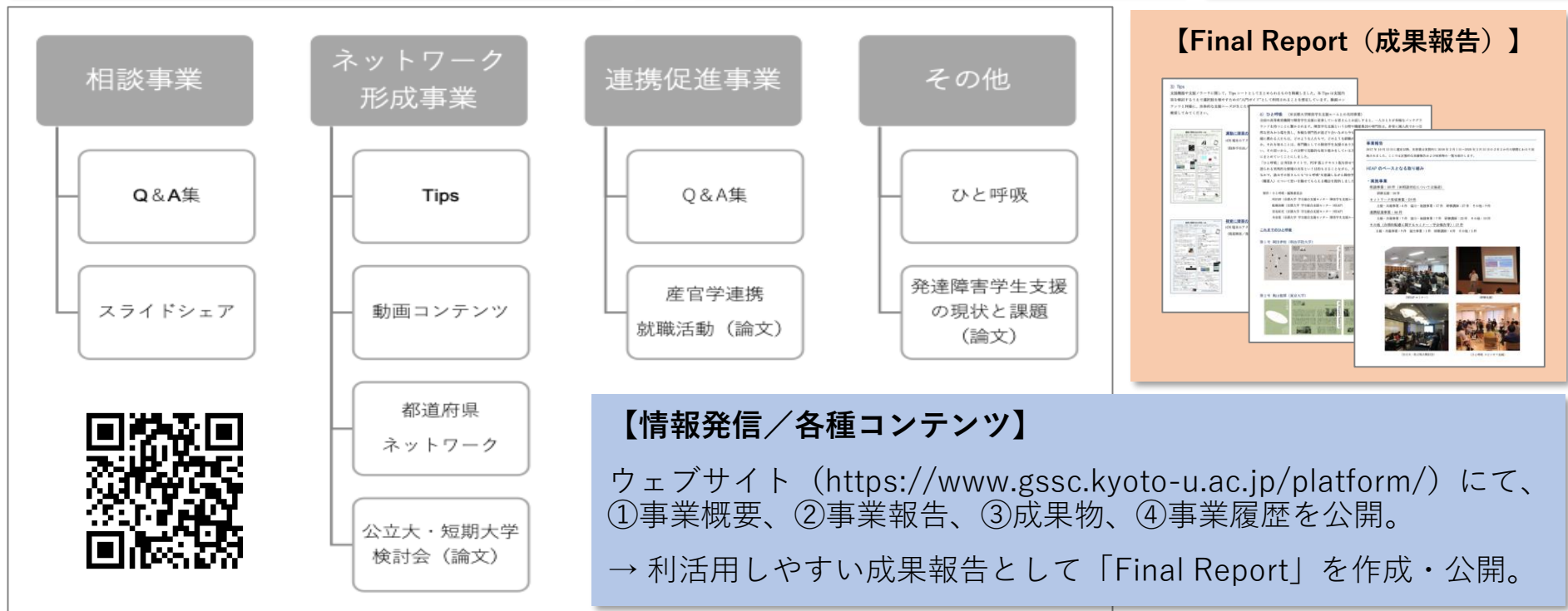
全国の高等教育機関、高等学校、都道府県市町村教育委員会主催の研修会等への講師派遣を通じた体制強化策の提示、啓発、そして困難事例に関する相談に対し、実務者目線から即応策を示した。合理的配慮や体制整備等に関する相談窓口を開設し、相談対応を実施した。相談対応件数278件（記録がある正規対応分のみ）、講演講師は100機関以上で担当し、参加者のべ7000人以上が参加した。

<ネットワーク形成事業>

関西地区、東海地区、九州沖縄地区、中国四国地区、北海道地区における障害学生支援に関する地域ネットワークの運営助言等を通じ、地域大学間協力体制の強化を行った。公立大学、短期大学、高等専門学校、通信制大学等の設置種別に応じた研修支援および検討会等を実施し、ネットワーク形成支援を実施した。支援機器の展示、リソースシェアプログラムを実施した。

<連携促進事業>

中等教育段階からの接続（高大接続）に関する取り組みを実施した。大阪府、京都府、愛知県、岐阜県をはじめとした自治体や地域社会資源との連携による社会移行支援のモデル形成事業を実施した。





障害あり

- 大学等で発達障害など”見えない”障害のある学生が増加
- 平成28年度 障害者差別解消法施行によるコンプライアンスの要請
- 大学教職員は発達障害学生への合理的配慮の提供や学生対応において試行錯誤している現状
- 障害の境界が不明瞭で対応に苦慮

多様な発達特性 Neuro-Diversity

- 発達障害は定型発達からの連続体（スペクトラム）
- 学生の多様な発達特性を考慮した授業設計や学生対応に関する知識・技術が必要
- 管理職を中心に組織的対応に関する知識・技術が必要

**筑波大学
ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター
(DACセンター)**

- 国内最大規模の「障害科学」専門家集団を有する組織体制
- 日本学生支援機構（JASSO）拠点校としての対応実績
- 発達障害学生支援（RADD）プロジェクトの実践・研究実績

**発達障害学生支援に関する
FD/SD研修会の開催**

- 講義＋実技形式での知識・技術の獲得**
発達障害学生に有効な支援技術体験
アセスメントの実技講習にも対応
- オンサイト＋ウェビナー型研修会**
遠方からの参加も可能な
ウェブベースの研修会を企画

**発達障害学生支援に関する
相談対応**

- リアルな支援実践に基づく相談対応**
支援実践経験を有するスタッフが、
他大学の教職員からの相談に個別対応
- 相談ネットワーク構築**
ウェブによる遠隔相談にも対応
気軽に相談できるネットワークを構築

**筑波大学DACセンター
教育関係共同利用拠点**

支援情報データベース
”Learning Support Book”

FD/SD研修 相談対応 講師対応

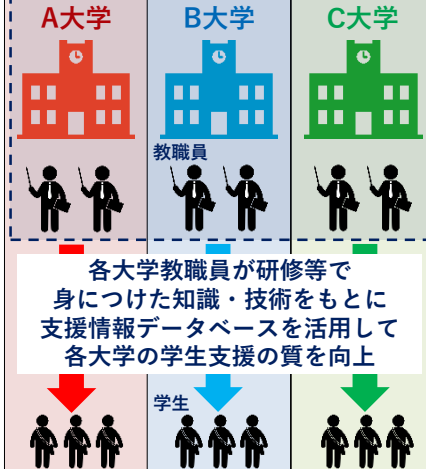
全国の大学教職員に対する
FD/SD研修や相談対応により
発達障害(特性)に関する
各大学教職員の知識・技術を向上
各大学で使えるリソースとして
支援情報データベースを提供

- 専門テーマ別研修プログラム**
学習支援、ICT利活用、キャリア教育
などの専門研修プログラムの立案
- 各大学の体制整備に貢献**
各大学への講師派遣により
コンセンサスの取れた体制整備へ

**発達障害学生支援に関する
各種講習会への講師依頼対応**

- 支援情報データベースの整備**
発達障害傾向の学生に有効な
支援情報データベースを整備
- 各大学の学生への間接的な支援**
各大学に在籍する学生を対象に
支援情報配信による自助スキルの向上

**発達障害学生支援に有効な
データベース構築と配信**



障害のある学生支援に関するネットワーク①(PEPNet-Japan)

PEPNet-Japanとは

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan: The Post Secondary Education Programs Network of Japan)は、筑波技術大学の呼びかけにより、平成16年10月に結成された高等教育機関間のネットワーク。

全国の各高等教育機関における聴覚障害学生支援体制の確立および全国的な支援ネットワークの形成に寄与することを目的としている。障害学生支援に関わる他の機関とも連携しながら、聴覚障害学生支援に関わる活動を通して、障害学生支援全体の発展を目指した活動を行っている。

活動内容

■ 聴覚障害学生支援に関わる情報提供と相談対応

PEPNet-Japanのネットワークを活かし、聴覚障害学生への合理的配慮の提供や、学内の支援体制構築などに関する情報や助言を提供。

(例)実習での支援方法の助言、FD/SD研修の講師派遣、他大学の支援体制の事例紹介

■ 聴覚障害学生支援MAP(PEPなび)の運営

全国の高等教育機関における聴覚障害学生支援の情報を掲載するデータベースで、各大学の支援状況や事例を共有

■ 大学全体の支援体制引き上げ

全国の大学で、より高いスタンダードでの合理的配慮の提供がなされていくよう、基盤の構築を図っている。

正会員大学・機関間の情報交換会の開催や、正会員大学・機関のリードによる各地域の情報交換会等の開催促進。

■ 日本聴覚障害学生支援高等教育支援シンポジウム

PEPNet-Japanの活動成果を広く発信するとともに、全国の大学の支援実践について情報交換をすることを目的に、毎年1回シンポジウムを開催。

■ 各種教材の作成・配布

DVDシリーズ「Access! 聴覚障害学生支援」をはじめとする多様な教材を作成し、全国の大学・機関関係者に広く配布。

■ Webによる情報発信、Twitterアカウントの運用

作成した教材をはじめ、聴覚障害学生支援に関わる多彩な情報をウェブサイトやTwitterで発信。

【オンライン授業での情報保障に関するコンテンツ集】

オンライン授業を行う際に活用可能な聴覚障害学生支援に関わるコンテンツを紹介。

収録された授業映像や動画教材に字幕を付ける方法、リアルタイム配信の授業で離れた場所からパソコンテイクを行う方法等を掲載。



正会員大学・機関(32)：障害学生支援の体制を有し聴覚障害学生支援の実績のある大学、または聴覚障害学生支援を主たる活動目的とし、大学の支援体制構築に貢献した実績のある機関。

準会員大学・機関(59)：聴覚障害学生支援の情報を得たい、あるいは聴覚障害学生支援に関心のある大学、大学内の組織、または機関。

個人会員(265)：聴覚障害学生支援の情報を得たい、あるいは聴覚障害学生支援に関心のある個人。

障害のある学生支援に関するネットワーク②(AHEAD JAPAN)

AHAED JAPANとは

一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会(「AHEAD JAPAN」)は平成26年10月に設立され、障害のある学生支援に関する知識や経験を持ち寄り蓄積する全国大会の開催を中心に、高等教育機関における障害のある学生支援の知識や経験の蓄積と共有を推進している。

令和2年7月31日現在、法人正会員は99法人、第一種個人正会員(障害学生支援室やセンターなどの単位での会員となっているもの)は7法人。

事業内容

- 大学における障害学生支援に関する実践・研究集会の開催
- 大学間の障害学生支援に関する連携・協力・研修事業
- 大学における障害学生支援に関する国内国外の資料及び情報の収集・提供
- 大学における障害学生支援に関する調査・研究
- 大学における障害学生支援に関する機関誌、書籍、報告書等の刊行
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

活動例

【全国高等教育障害学生支援協議会(AHEAD JAPAN)オンライン大会2020】

プログラム

1. 臨時特別企画
「コロナウィルスと障害学生支援」
2. テクニカルスタンダード
「テクニカルスタンダードと合理的配慮をめぐる諸課題について ～専門職養成系高等教育機関:メディカルスタッフ養成分野を中心に～」
3. 発達障害学生と社会移行
「発達障害学生の社会移行支援に必要な連携を考える」
4. 高専プログラム
「高等専門学校における障害学生支援の課題 ～発達障害の理解を深めて配慮・支援の在り方を考察する～」
5. 紛争解決・メディエーター
「高等教育におけるメディエーターの意義と可能性」

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

施行期日：令和元年6月28日

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実
- ・点字図書館における取組の促進 など

②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
- ・関係者間の連携強化 など

③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）

- ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
- ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
- ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）

- ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など

⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）

- ・相談体制の整備 など

⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）

⑦情報通信技術の習得支援（15条）

- ・講習会・巡回指導の実施の推進 など

⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条）

⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）
政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】（読書バリアフリー基本計画）

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実

【障害学生支援担当部局等に係る事項】

- ・大学等の図書館と学内の障害学生支援担当部局等の関係部局との情報共有を促進し、相互の連携を強化する。
- ・全国の大学等の障害学生支援を担う施設は、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、著作権法施行令において視覚障害者等のための複製が認められる者として位置付けられている。

- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

障害者の生涯学習の推進方策について（令和元年7月8日元文科教第237号通知）

- 障害者の生涯学習の推進に関して、平成30年2月に有識者会議を設置し、議論を行い、平成31年3月には報告書「障害者の生涯学習の推進方策について」をとりまとめたところ。
- この報告書における提言を踏まえ、文部科学省における当
面の強化策をとりまとめている。

大学等に期待される取組

※学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を踏まえ策定

「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）」を踏まえ、大学等には以下のような取組が期待される。

（大学等が提供する公開講座等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供）

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（平成29年3月）において、障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処、各大学等が取り組むべき主要課題とその内容等について示していることを踏まえ、大学等においては、実施するオープンカレッジや公開講座等において、不当な差別的取扱いを行わないようにするとともに、合理的配慮を提供することが期待される。

（知的障害者等の学びの場づくり）

大学等には、多様な学生の受入れを通じた教育研究の一層の高度化の観点からも、地域や社会への貢献の観点からも、特別支援学校等を卒業した後の障害者の学びの場としての役割を果たすことが求められている。これまで行ってきたオープンカレッジや公開講座、障害のある学生に対する支援を一層充実していくことが期待される。

特別支援学校等卒業後の組織的な継続教育の観点や、一旦就職した障害者が職業生活の充実や仕事のスキルアップのために学ぶ障害者のリカレント教育推進の観点からも、大学等における知的障害者の学びの場づくりについて、諸外国の事例も参考に、国との連携も図りながら積極的な取組を検討していくことが期待される。

文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022（概要）

1. 障害者の多様な学習活動の充実

（1）多様な学びの機会提供の促進

- ・多様な学習プログラム、実施形態のモデルの開発・普及
- ・福祉と連携した放課後の学習に係る優良事例の収集・研究

（2）障害の特性を踏まえた学びの場づくり

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進
- ・生涯学習における先端技術の活用方策に関する研究

（3）学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実

- ・特別支援学校高等部学習指導要領及び解説における生涯学習に関する主な記載事項について周知

（4）学校卒業後の組織的な継続教育の検討

- ・障害福祉サービスと連携した学びに関する実態把握・分析、発信
- ・大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する実践的な研究

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

- ・生涯学習における合理的配慮に関する研究の推進
- ・一般就労以外にも、ピアサポーターとして、あるいは障害者と共に調査や研究を行うインクルーシブリサーチを通じたまちづくりへの参画など多様な社会参加の在り方を提示

3. 障害に関する理解促進

- ・学校における「交流及び共同学習ガイド」（H31.3改訂）の活用促進、「心のバリアフリーノート」の作成
- ・「超福祉の学校」（障害者参加型フォーラム）の実施

4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

- ・「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」の実施により、障害者の学びの場に携わる実践者同士の交流・学び合いを進め、担い手を育成
- ・社会教育、特別支援教育、障害福祉の制度や仕組み、人的リソース等を理解した中核的人材に期待される役割、身に付けるべき専門性等について研究
- ・社会教育士の活用方策についても具体的に検討
- ・社会教育主事講習や社会教育主事等の現職研修に「障害者の生涯学習支援」を位置付け

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

- ・個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置付けや、同計画の適切な引継ぎの促進
- ・都道府県、市町村における、障害者の学びの場へのアクセスや情報保障、学びに関する相談支援体制の確保促進
- ・当面、以下の成果指標に基づき実態把握を行った上で継続的にフォローアップを実施

※ 成果指標は施策の進捗状況等を踏まえ、見直し

- ① 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けている都道府県・市町村の割合
- ② 障害者の学習機会に関する実態把握を行っている都道府県・市町村の割合
- ③ ホームページ等により、障害者の学習機会に関する情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- ④ 生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
- ⑤ 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて、学校運営に関する方針や計画等に位置付け、実施している特別支援学校の割合

- 「学びの場や学習プログラムが身近にある」と感じる障害者本人の割合の向上

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

【制度概要】

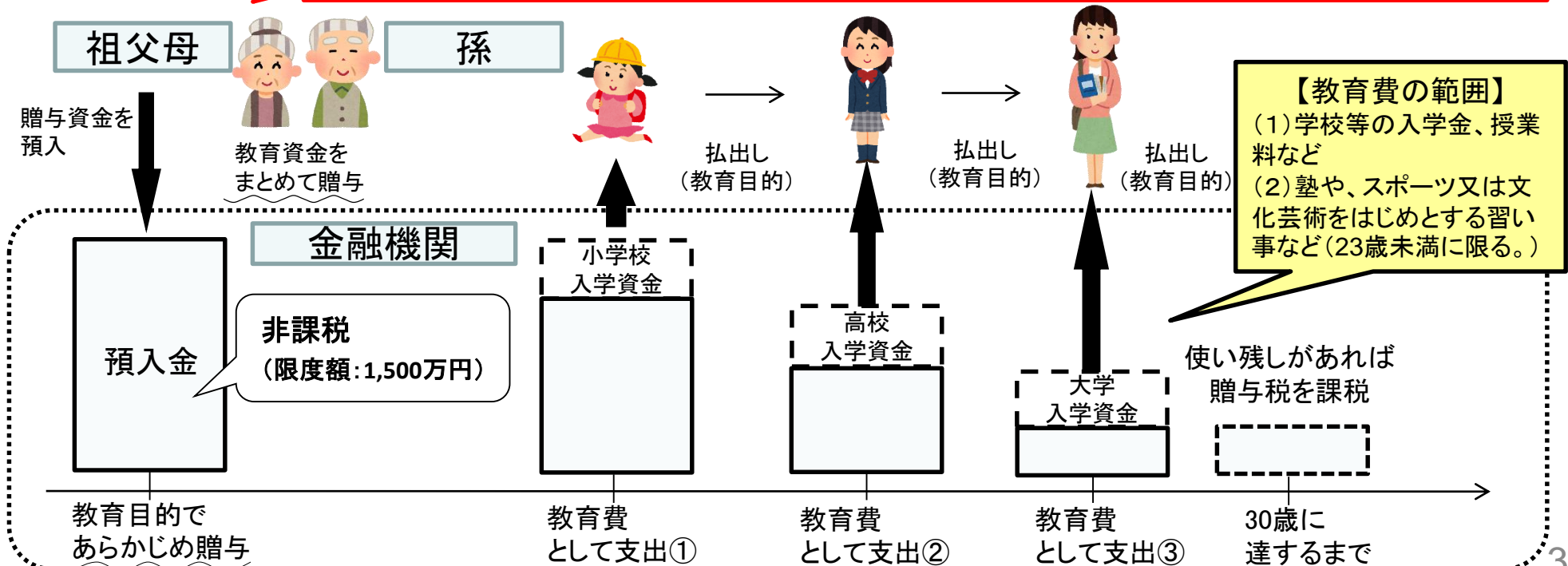
- 祖父母(贈与者)は、孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金につき、孫ごとに1,500万円(学校等以外の者(塾や習い事など)に支払われるものについては500万円が限度)を非課税とする。
- 教育資金の用途については、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。

【令和3年度税制改正の概要】

- 制度の適用期限を**2年間延長**(平成25年4月1日:制度開始～**令和5年3月31日まで**)
- **祖父母が亡くなった場合**、孫が23歳以上であれば**残高を相続財産に加算**(孫が在学中の場合を除く)
- 受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に**2割加算を適用**する。
- 認可外保育施設について、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する施設を加える。(都道府県知事等から証明書の交付を受けているものに限る。)
- 教育資金非課税申告書等について、書面による提出に代えて、記載事項の電磁的方法による提供を可能とする。

【制度の流れ】

現行:贈与から3年以内に祖父母が亡くなった場合→孫が23歳以上であれば相続税加算(在学中を除く)
R3改正:祖父母が亡くなった場合→孫が23歳以上であれば相続税加算の上、**2割加算を適用する**(在学中を除く)



新型コロナウイルス感染症対策（主なもののみ抜粋）

- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html



- ・ 新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房）

<https://corona.go.jp/>



- ・ 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



- ・ 海外安全ホームページ（外務省）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

